

3-5 関門景観形成地域における行為の制限等

方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 景観のまとまりと豊かな表情をつくる「山並みの緑」の保全・修復 2 海峡を隔てて互いに魅力を高め合う「まちなみ」の形成 3 海峡沿いの両岸に連なる「水際」の形成 4 海峡が培う厚みのある「歴史」の継承と活用 5 関門の新たな魅力となり、両岸に広がる「夜景」の演出 6 両市・両市民・事業者の連携による「景観づくり」の推進
5つの景観の方針	<p><ゲート・ゾーン> 火の山や古城山周辺では、関門海峡の入口のランドマークとなるような山々と、赤間神宮等歴史的景観資源を含めたまちなみと、水際、関門橋等によるシンボリックなゲート景観の形成を図る。 彦島田の首や大里周辺では、再整備再開発による新市街地整備等を活用し、周辺の緑や水際と調和のとれた多彩なゲート景観の形成を図る。</p> <p><核・ゾーン> 唐戸や門司港周辺では、歴史ある市街地を活かし、対岸との連携を図りながら、ドラマチックでロマンに満ちた水際のにぎわいと海峡を介して向かい合う個性あるまちなみ景観を中心に、関門海峡の核となる景観の形成を図る。</p> <p><緑・ゾーン> 山並みが続くところでは、まちなみの背景となる緑を保全して、関門海峡の景観の骨格を形づくる山並み景観の強化を図る。</p> <p><まちなみ・ゾーン> 丘陵地に広がる市街地では、なだらかな緑による潤いとゆとりあるまちなみ景観の形成を図る。市街地では、緑豊かな山裾や取り囲まれた山々におさまった住宅等による個性あるまちなみ景観の形成を図る。</p> <p><水際・ゾーン> 港湾施設が連続するところでは、船舶の動きや後背地の広がりを感じられる水際景観や、水際を彩る夜間景観の形成を図る。</p>

1章

位置づけ
景観計画の

2章

区域
景観計画の

3章

行為の制限

重点

門司港

小倉都心

下曽根

若松

国際通

東田

黒崎副都心

木屋瀬

折尾

戸畑

誘導

臨海

空港

関門

関門

4章

の表示等
屋外広告物

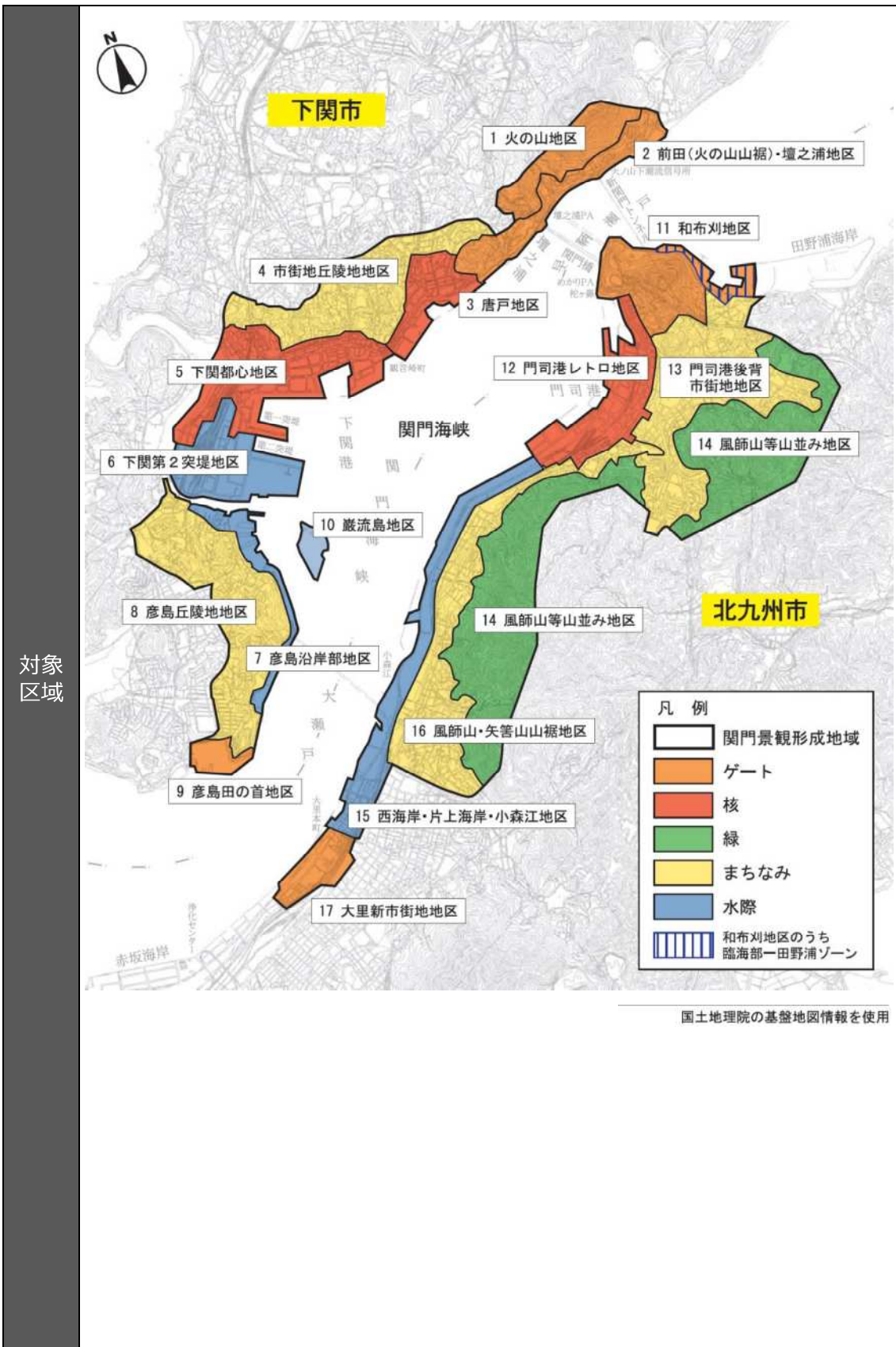
5章

整備方針
公共施設の

6章

指定方針
重要建造物

届出 対象 行為	対象行為		対象規模
	建築物の新築、増築、改築、移転、 大規模の修繕・模様替、 外観の過半にわたる色彩の変更		次のいずれかに該当するもの ○高さが10m以上のもの ○延べ面積が1,000㎡以上のもの
	工作物の新設、増築、改築、移転、 大規模の修繕・模様替、 外観の過半にわたる色彩の変更		次のいずれかに該当するもの ○高さが10m以上のもの ○築造面積が1,000㎡以上のもの ○建築物の上に設置する場合、その高さの 合計が10m以上のもの
	土地の形質の変更 又は水面の埋立て 若しくは干拓	土地又は水面	面積が1,000㎡以上のもの
		のり面、擁壁	高さが3m以上かつ延長が10m以上のもの
その他、関門景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの			



1章	景観計画の位置づけ
2章	景観計画の区域
3章	行為の制限
重点	門司港 小倉都心 下曾根 若松 国際通 東田 黒崎副都心 木屋瀬 折尾 戸畑
誘導	臨海 空港
関門	関門
4章	屋外広告物の表示等
5章	公共施設の整備方針
6章	重要建造物の指定方針

(1) 和布刈地区

方針	<p>「ゲート」景観の形成</p> <p>海と山の自然が一体となった雄大でシンボリックな海峡の北ゲート景観となることを目指す。</p>
----	--

項目	景観形成基準																															
配置	<p>□建築物等は、周辺の緑を損なわないよう配置する。</p> <p>□水際に面する建築物等は、できる限り水際から後退し、海沿いの開放性や親水性を高めるよう努める。(港湾管理上、立入りが禁止されている区域は除く。)</p> <p>□歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるよう配慮する。</p> <p>□水際部にある建築物等は、できる限り後背地から海峡への眺望が確保されるように努める。</p>																															
高さ	<p>□建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みから突出しない高さとする。</p> <p>□建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺の街並みから突出しない高さとする。</p> <p>□建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺との連続感やリズム感を持った街並みとする。</p>																															
形態	<p>□建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないよう配慮する。やむをえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。</p> <p>□海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるよう努める。</p> <p>□建築物等は、周辺の緑や水際等の周辺環境に馴染む形態とする。</p>																															
色彩	<p>□建築物等は、豊かな緑や水際と融合する穏やかな色彩とする。</p> <p>□建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。</p> <p>□見付面積の1/5未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">色相</th> <th style="width: 20%;">明度</th> <th style="width: 30%;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根</td> <td>R、YR、Y</td> <td>5以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>5以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>6以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">基調色</td> <td>R、YR、Y</td> <td>全域</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>3以上9以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>3以上9以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アクセントカラー</td> <td>5R～5Y</td> <td>全域</td> <td>全域</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>全域</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※アクセントカラーの指定は、和布刈地区のうち、臨海部産業景観形成地域(田ノ浦地区)のみとする。</p>		色相	明度	彩度	屋根	R、YR、Y	5以下	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下	N(無彩色)	6以下	-	基調色	R、YR、Y	全域	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上9以下	1以下	N(無彩色)	3以上9以下	-	アクセントカラー	5R～5Y	全域	全域	N(無彩色)	全域	-
	色相	明度	彩度																													
屋根	R、YR、Y	5以下	3以下																													
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下																													
	N(無彩色)	6以下	-																													
基調色	R、YR、Y	全域	3以下																													
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上9以下	1以下																													
	N(無彩色)	3以上9以下	-																													
アクセントカラー	5R～5Y	全域	全域																													
	N(無彩色)	全域	-																													
建築設備等	<p>□屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。</p> <p>□屋上は、眺望点からの見え方(俯瞰)にも配慮する。</p>																															

項目	景観形成基準
緑化及び外構等	<input type="checkbox"/> 既存樹林の緑を保全する。やむをえない場合は、樹林内の樹種を使って可能な限り緑化する。 <input type="checkbox"/> 駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に工夫する。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。
夜間照明	<input type="checkbox"/> 周辺の景観および建築物等との調和に配慮した魅力的な夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。) <input type="checkbox"/> 海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間景観を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するよう努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。)
公共施設	<input type="checkbox"/> 土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに、関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
土地の形質等	<input type="checkbox"/> 形質の変更は行わないよう努める。やむをえない場合は、修景や緑化を行い周辺環境と馴染むようにする。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるよう努める。 <input type="checkbox"/> 海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。 <input type="checkbox"/> 自然海岸が残る場所は保全に努める。
屋外広告物	<input type="checkbox"/> 広告物は掲出ししないよう努める。

1章

位置づけ
景観計画の

2章

区域
景観計画の

3章

行為の制限

重点

門司港

小倉都心

下曾根

若松

国際通

東田

黒崎副都心

木屋瀬

折尾

戸畑

誘導

臨海

空港

関門

関門

4章

の表示等
屋外広告物

5章

整備方針
公共施設の

6章

指定方針
重要建造物

(2) 大里新市街地地区

方針	<p>「ゲート」景観の形成</p> <p>歴史を活かした新しいまちなみが、開放的な水際を介して海に映える海峡の南ゲート景観となることを目指す。</p>
----	--

項目	景観形成基準																																					
配置	<p>□水際に面する建築物等は、できる限り水際から後退し、海沿いの開放性や親水性を高めるよう努める。(港湾管理上、立入りが禁止されている区域は除く。)</p> <p>□歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるよう配慮する。</p> <p>□水際部の建築物等は、できる限り壁面線が連続するように努める。</p> <p>□水際部にある建築物等は、できる限り後背地から海峡への眺望が確保されるように努める。</p>																																					
高さ	<p>□建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みから突出しない高さとする。</p> <p>□建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺の街並みから突出しない高さとする。</p> <p>□建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺との連続感やリズム感を持った街並みとする。</p>																																					
形態	<p>□建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないよう配慮する。やむを得ない場合は、形態や色彩等に变化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。</p> <p>□海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるよう努める。</p> <p>□建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるよう努める。</p>																																					
色彩	<p>□建築物等は、海峡の歴史と新しい街並みが調和したゲート空間にふさわしい色彩とする。</p> <p>□建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。</p> <p>□見付面積の1/5未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする 但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">色相</th> <th style="width: 20%;">明度</th> <th style="width: 30%;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">屋根</td> <td>R、YR、Y</td> <td>5以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>5以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>6以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">基調色</td> <td>R、YR、</td> <td>全域</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>全域</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>3以上9以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>3以上9以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">アクセントカラー</td> <td>YR、Y</td> <td>全域</td> <td>8以下</td> </tr> <tr> <td>GY</td> <td>全域</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>全域</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	屋根	R、YR、Y	5以下	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下	N(無彩色)	6以下	-	基調色	R、YR、	全域	6以下	Y	全域	4以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上9以下	1以下	N(無彩色)	3以上9以下	-	アクセントカラー	YR、Y	全域	8以下	GY	全域	6以下	N(無彩色)	全域	-
	色相	明度	彩度																																			
屋根	R、YR、Y	5以下	3以下																																			
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下																																			
	N(無彩色)	6以下	-																																			
基調色	R、YR、	全域	6以下																																			
	Y	全域	4以下																																			
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上9以下	1以下																																			
	N(無彩色)	3以上9以下	-																																			
アクセントカラー	YR、Y	全域	8以下																																			
	GY	全域	6以下																																			
	N(無彩色)	全域	-																																			
建築設備等	<p>□屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。</p> <p>□屋上は、眺望点からの見え方(俯瞰)にも配慮する。</p>																																					

項目	景観形成基準
緑化及び外構等	<input type="checkbox"/> 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に工夫する。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。
夜間照明	<input type="checkbox"/> 周辺の景観および建築物等との調和に配慮した魅力的な夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。) <input type="checkbox"/> 海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間景観を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するよう努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。)
公共施設	<input type="checkbox"/> 土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに、関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
土地の形質等	<input type="checkbox"/> 形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないように工夫に努める。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるよう努める。 <input type="checkbox"/> 海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。
屋外広告物	<input type="checkbox"/> 船舶や対岸から見える大規模な広告物は、掲出しないよう努める。 <input type="checkbox"/> 広告物は、建築物と一体的なデザインであるとともに、背景となる山並みから突出しない高さや形状とする。また、派手な色彩は避け周囲の景観に調和するよう工夫する。 <input type="checkbox"/> 点滅するネオンや照明、サーチライト等の使用は控える。

1章

位置づけ
景観計画の

2章

区域
景観計画の

3章

行為の制限

重点

門司港

小倉都心

下曾根

若松

国際通

東田

黒崎副都心

木屋瀬

折尾

戸畑

誘導

臨海

空港

関門

関門

4章

の表示等
屋外広告物

5章

整備方針
公共施設の

6章

指定方針
重要建造物

(3) 門司港レトロ地区

方針	「核」景観の形成 海峡が育んできた歴史とロマンを感じさせ、夕日に映える港町の景観となることを目指す。
----	--

項目	景観形成基準
配置	<input type="checkbox"/> 水際に面する建築物等は、できる限り水際から後退し、海沿いの開放性や親水性を高めるよう努める。(港湾管理上、立入りが禁止されている区域は除く。) <input type="checkbox"/> 歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 水際部の建築物等は、できる限り壁面線が連続するように努める。 <input type="checkbox"/> 水際部にある建築物等は、できる限り後背地から海峡への眺望が確保されるように努める。
高さ	<input type="checkbox"/> 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みから突出しない高さとする。 <input type="checkbox"/> 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺の街並みから突出しない高さとする。 <input type="checkbox"/> 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺との連続感やリズム感を持った街並みとする。
形態	<input type="checkbox"/> 建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないよう配慮する。やむを得ない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 <input type="checkbox"/> 海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるよう努める。 <input type="checkbox"/> 建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるよう努める。
建築設備等	<input type="checkbox"/> 屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 <input type="checkbox"/> 屋上は、眺望点からの見え方(俯瞰)にも配慮する。
緑化及び外構等	<input type="checkbox"/> 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に工夫する。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。
夜間照明	<input type="checkbox"/> 周辺の景観および建築物等との調和に配慮した魅力的な夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。) <input type="checkbox"/> 海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間景観を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するよう努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。)
公共施設	<input type="checkbox"/> 土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに、関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
土地の形質等	<input type="checkbox"/> 形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないように工夫に努める。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるよう努める。 <input type="checkbox"/> 海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。

項目	景観形成基準			
屋外広告物	<p>□船舶や対岸から見える大規模な広告物は、掲出しないよう努める。</p> <p>□広告物は、建築物と一体的なデザインであるとともに、背景となる山並みから突出しない高さや形状とする。また、派手な色彩は避け周囲の景観に調和するよう工夫する。</p> <p>□点滅するネオンや照明、サーチライト等の使用は控える。</p>			
色彩	<p>□建築物等は、海峡のロマンを感じさせる街並みにふさわしい地域に蓄積された個性ある色を生かした色彩とする。</p> <p>□建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。</p> <p>□見付面積の1/5未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする。但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。</p>			
		色相	明度	彩度
	屋根	R、YR、Y	5以下	3以下
		GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下
		N(無彩色)	6以下	-
	基調色	R、YR	全域	6以下
		Y	全域	4以下
		GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上9以下	1以下
		N(無彩色)	3以上9以下	-
	アクセントカラー	R、YR、Y、RP	全域	10以下
		GY、G、PB、P	全域	8以下
		BG、B	全域	6以下
		N(無彩色)	全域	-
	<p>※アクセントカラーについては、効果的かつきめ細かな賑わい演出を行うものとする。</p> <p>※アクセントカラーの指定は、門司港レトロ地区のうち、景観重点整備地区(門司港地区)の一部区域(海運倉庫区域、第一船だまり周辺区域、西海岸・ターミナル区域)のみとする。</p>			

(4) 西海岸・片上海岸・小森江地区

方針	<p>「水際」景観の形成</p> <p>海峡沿いに連続した開放的で躍動感のある水際の港湾景観となることを目指す。</p>
----	---

項目	景観形成基準																																					
配置	<p>□水際に面する建築物等は、できる限り水際から後退し、海沿いの開放性や親水性を高めるよう努める。(港湾管理上、立入りが禁止されている区域は除く。)</p> <p>□歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるよう配慮する。</p> <p>□水際部にある建築物等は、できる限り後背地から海峡への眺望が確保されるように努める。</p>																																					
高さ	<p>□建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みから突出しない高さとする。</p> <p>□建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺の街並みから突出しない高さとする。</p> <p>□建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺との連続感やリズム感を持った街並みとする。</p>																																					
形態	<p>□建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないよう配慮する。やむえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。</p> <p>□海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるよう努める。</p> <p>□建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるよう努める。</p>																																					
色彩	<p>□建築物等は、海辺の産業ゾーンとして、明るく開放的な色彩とする。</p> <p>□建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。</p> <p>□見付面積の1/5未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする 但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">色相</th> <th style="width: 20%;">明度</th> <th style="width: 30%;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根</td> <td>R、YR、Y</td> <td>5以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>5以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>6以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">基調色</td> <td>R、YR、Y</td> <td>5以上</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY</td> <td>5以上</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>6以上</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>6以上</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">アクセントカラー</td> <td>YR、Y</td> <td>全域</td> <td>8以下</td> </tr> <tr> <td>GY</td> <td>全域</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>全域</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	屋根	R、YR、Y	5以下	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下	N(無彩色)	6以下	-	基調色	R、YR、Y	5以上	3以下	GY	5以上	1以下	G、BG、B、PB、P、RP	6以上	1以下	N(無彩色)	6以上	-	アクセントカラー	YR、Y	全域	8以下	GY	全域	6以下	N(無彩色)	全域	-
	色相	明度	彩度																																			
屋根	R、YR、Y	5以下	3以下																																			
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下																																			
	N(無彩色)	6以下	-																																			
基調色	R、YR、Y	5以上	3以下																																			
	GY	5以上	1以下																																			
	G、BG、B、PB、P、RP	6以上	1以下																																			
	N(無彩色)	6以上	-																																			
アクセントカラー	YR、Y	全域	8以下																																			
	GY	全域	6以下																																			
	N(無彩色)	全域	-																																			
建築設備等	<p>□屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。</p> <p>□屋上は、眺望点からの見え方(俯瞰)にも配慮する。</p>																																					

項目	景観形成基準
緑化及び外構等	<input type="checkbox"/> 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に工夫する。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。
夜間照明	<input type="checkbox"/> 周辺の景観および建築物等との調和に配慮した魅力的な夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。) <input type="checkbox"/> 海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間景観を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するよう努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。)
公共施設	<input type="checkbox"/> 土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに、関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
土地の形質等	<input type="checkbox"/> 形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないように工夫に努める。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるよう努める。 <input type="checkbox"/> 海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。
屋外広告物	<input type="checkbox"/> 船舶や対岸から見える大規模な広告物は、掲出しないよう努める。 <input type="checkbox"/> 広告物は、建築物と一体的なデザインであるとともに、背景となる山並みから突出しない高さや形状とする。また、派手な色彩は避け周囲の景観に調和するよう工夫する。 <input type="checkbox"/> 点滅するネオンや照明、サーチライト等の使用は控える。

1章

位置づけ
景観計画の

2章

区域
景観計画の

3章

行為の制限

重点

門司港

小倉都心

下曾根

若松

国際通

東田

黒崎副都心

木屋瀬

折尾

戸畑

誘導

臨海

空港

関門

関門

4章

の表示等
屋外広告物

5章

整備方針
公共施設の

6章

指定方針
重要建造物

(5) 門司港後背市街地地区

(6) 風師山・矢筈山山裾地区

方針	<p>「まちなみ」景観の形成</p> <p>背景の山並みの緑と調和し、統一感や落ち着きが感じられるまちなみ景観となることを目指す。</p>
----	--

項目	景観形成基準																								
配置	<p><input type="checkbox"/>建築物等は、周辺の緑に調和するように配置する。</p> <p><input type="checkbox"/>歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるよう配慮する。</p>																								
高さ	<p><input type="checkbox"/>建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みから突出しない高さとする。</p> <p><input type="checkbox"/>建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺の街並みから突出しない高さとする。</p> <p><input type="checkbox"/>建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺との連続感やリズム感を持った街並みとする。</p>																								
形態	<p><input type="checkbox"/>建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないよう配慮する。やむえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。</p> <p><input type="checkbox"/>海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるよう努める。</p> <p><input type="checkbox"/>建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるよう努める。</p>																								
色彩	<p><input type="checkbox"/>建築物等は、山裾と調和した心地よい住宅地にふさわしく、暖かみのある落ち着いた色彩とする。</p> <p><input type="checkbox"/>建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。</p> <p><input type="checkbox"/>見付面積の1/5未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする。但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;"></th> <th style="background-color: #cccccc;">色相</th> <th style="background-color: #cccccc;">明度</th> <th style="background-color: #cccccc;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="background-color: #cccccc;">屋根</td> <td>R、YR、Y</td> <td>5以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>5以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>6以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="background-color: #cccccc;">基調色</td> <td>R、YR、Y</td> <td>全域</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>3以上</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>3以上</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	屋根	R、YR、Y	5以下	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下	N(無彩色)	6以下	-	基調色	R、YR、Y	全域	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上	1以下	N(無彩色)	3以上	-
	色相	明度	彩度																						
屋根	R、YR、Y	5以下	3以下																						
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下																						
	N(無彩色)	6以下	-																						
基調色	R、YR、Y	全域	3以下																						
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上	1以下																						
	N(無彩色)	3以上	-																						
建築設備等	<p><input type="checkbox"/>屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。</p> <p><input type="checkbox"/>屋上は、眺望点からの見え方(俯瞰)にも配慮する。</p>																								
緑化及び外構等	<p><input type="checkbox"/>できる限り既存木を残し、周辺の緑と調和した樹種により緑化に努める。</p> <p><input type="checkbox"/>駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に工夫する。</p> <p><input type="checkbox"/>擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。</p>																								
夜間照明	<p><input type="checkbox"/>周辺の景観および建築物等との調和に配慮した魅力的な夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。)</p>																								
公共施設	<p><input type="checkbox"/>土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに、関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。</p>																								

項目	景観形成基準
土地の形質等	<input type="checkbox"/> 形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないように工夫に努める。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるよう努める。
屋外広告物	<input type="checkbox"/> 船舶や対岸から見える大規模な広告物は、掲出しないよう努める。 <input type="checkbox"/> 広告物は、建築物と一体的なデザインであるとともに、背景となる山並みから突出しない高さや形状とする。また、派手な色彩は避け周囲の景観に調和するよう工夫する。 <input type="checkbox"/> 点滅するネオンや照明、サーチライト等の使用は控える。

1章

位置づけ
景観計画の

2章

区域
景観計画の

3章

行為の制限

重点

門司港

小倉都心

下曽根

若松

国際通

東田

黒崎副都心

木屋瀬

折尾

戸畑

誘導

臨海

空港

関門

関門

4章

の表示等
屋外広告物

5章

整備方針
公共施設の

6章

指定方針
重要建造物

(7) 風師山等山並み地区

方針	<p>「緑」景観の形成</p> <p>四季折々の表情豊かな連続した山並みとして、緑の骨格景観となることを目指す。</p>
----	---

項目	景観形成基準																								
配置	<input type="checkbox"/> 建築物は、周辺の緑を損なわないように配置する。																								
高さ	<input type="checkbox"/> 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みから突出しない高さとする。 <input type="checkbox"/> 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺の街並みから突出しない高さとする。 <input type="checkbox"/> 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺との連続感やリズム感を持った街並みとする。																								
形態	<input type="checkbox"/> 建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないよう配慮する。やむえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 <input type="checkbox"/> 海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるよう努める。 <input type="checkbox"/> 建築物等は、周辺の緑に融け込む形態とする。																								
色彩	<input type="checkbox"/> 建築物等は、豊かな緑と融合した穏やかな色彩とする。 <input type="checkbox"/> 建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。 <input type="checkbox"/> 見付面積の1/5未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする 但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;"></th> <th style="background-color: #cccccc;">色相</th> <th style="background-color: #cccccc;">明度</th> <th style="background-color: #cccccc;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="background-color: #cccccc;">屋根</td> <td>R、YR、Y</td> <td>5以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>5以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>6以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="background-color: #cccccc;">基調色</td> <td>R、YR、Y</td> <td>全域</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>3以上9以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>3以上9以下</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	屋根	R、YR、Y	5以下	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下	N(無彩色)	6以下	-	基調色	R、YR、Y	全域	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上9以下	1以下	N(無彩色)	3以上9以下	-
	色相	明度	彩度																						
屋根	R、YR、Y	5以下	3以下																						
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下																						
	N(無彩色)	6以下	-																						
基調色	R、YR、Y	全域	3以下																						
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上9以下	1以下																						
	N(無彩色)	3以上9以下	-																						
建築設備等	<input type="checkbox"/> 屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 <input type="checkbox"/> 屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。																								
緑化及び外構等	<input type="checkbox"/> 既存樹林の緑を保全する。やむをえない場合は、樹林内の樹種を使って可能な限り緑化する。 <input type="checkbox"/> 駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に工夫する。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。																								
夜間照明	<input type="checkbox"/> 周辺の景観および建築物等との調和に配慮した魅力的な夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。)																								
公共施設	<input type="checkbox"/> 土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに、関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。																								
土地の形質等	<input type="checkbox"/> 形質の変更は行わないよう努める。やむをえない場合は、修景や緑化を行い周辺環境と馴染むようにする。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるよう努める。																								
屋外広告物	<input type="checkbox"/> 広告物は掲出ししないよう努める。																								

1章

位置づけ
景観計画の

2章

区域
景観計画の

3章

行為の制限

重点

門司港

小倉都心

下曾根

若松

国際通

東田

黒崎副都心

木屋瀬

折尾

戸畑

誘導

臨海

空港

関門

関門

4章

の表示等
屋外広告物

5章

整備方針
公共施設の

6章

指定方針
重要建造物